

ものづくり企業労働環境向上支援事業 Q & A

< 事業の目的 >

Q 1 この助成金の目的は何ですか。

A 1 人手不足が経営課題になっている江戸川区内のものづくり企業における労働条件や労働環境の向上に資する取り組みを支援することにより、人材の確保・定着を促進することです。

< 申請 >

Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、事業者当たり 1 回までに限ります（同一の経営者による申請も 1 回まで）。なんらかの理由により工事等を完了させることが出来ず、労働条件確認に関する **社労士への報酬相当のみ**の助成金支給となった場合も **利用を 1 回した扱い**となります。

Q 3 申請するタイミングはいつですか。

A 3 申請の流れについては、「助成金申請手続きの流れ」をご覧ください。必ず交付決定を受けてから、助成対象事業（工事、機器の購入など）を開始してください。

Q 4 製造業を主とすることが確認できる資料とはなんですか。

A 4 会社案内や登記簿の写し等任意に製造業と示せる資料をご用意ください。場合によっては単に登記に記載があるかどうかのみならず、売り上げ構成比の主がどのような事業かも含めて総合的に判断いたしますので、申請後に追加資料のご提出やヒアリングをさせていただく場合もございます。

なお、本助成金でいうところの「製造業」とは、日本標準産業分類における「製造業」に分類されるものを示します。

< 対象事業・経費 >

Q 5 この助成金の対象となる経費は何ですか。

A 5 江戸川区内のものづくり企業が人材の確保・定着のために、労働衛生環境の向上に取り組む際に要する経費のうち、対象となるのは次の通りです。

- ・労働条件確認書の作成に要する社会保険労務士への報酬
- ・工事費
- ・設備購入費、設備リース料（パソコン等汎用性の高い機器に要する経費を除く）

Q 6 労働条件確認は必ず受ける必要がありますか。

A 6 **必須となります。**本助成金の申請後、速やかに社会保険労務士に依頼して受けてください。

Q 7 労働条件確認の依頼はどのように行えばよいですか。

A 7 社会保険労務士に依頼してください。社会保険労務士と顧問契約をしている場合は相談してみてください。また、顧問契約をされていない場合は、東京都社会保険労務士会江戸川支部にご相談をされることをお勧めします。
東京都社会保険労務士会江戸川支部 電話：03-3869-8459

Q 8 労働条件確認にはどのくらいの経費を要しますか。

A 8 従業員が30人以下の企業が東京都社会保険労務士会江戸川支部に依頼した場合、3～5万円程度です。書類の確認量や企業規模で増減します。

Q 9 労働条件確認について、江戸川区の専門家相談を利用できますか。

A 9 本助成金の資料作成のみを目的として利用することは、事業趣旨が異なりますため利用できません。

他自治体の行っている社労士等の派遣、相談を行える事業については、利用可否は実施自治体の判断によるため、実施自治体にお尋ねください。

Q 10 本助成事業で対象になる取り組みに要する工事費や設備導入費とはどのような経費ですか。

A 10 【例1】

作業環境（気温、湿度、照明、騒音、有害物質、粉じん対策など）を整備するための取り組みとして、空調設備等の整備など。消耗品の熱中症対策グッズ（冷感シート、ファン内蔵の作業服等）の購入などは対象外です。

【例2】

オフィス環境を整備するための取り組みとして、トイレの洋式化、女性専用トイレの設置、更衣室や休憩室の設置など。

Q 11 エアコン等が壊れてしまった場合に、修理、交換、買換えの経費は対象となりますか。

A 11 基本的に修理、交換等は対象となりません。本助成金は現状の維持ではなく、明確な労働条件の改善に資する取り組みに対する助成金となります。

買換えについては、既存の設備と比べ、新たな労働環境の改善が見込める場合、対象経費と認められる場合があります（労働環境に資する改善のため、単に電気料金等が安くなる等では認められません。既存の機能の効果が増強されるのみの場合も対象外となる可能性がございます。）

Q 12 国、東京都等の他自治体から設備投資に関する助成金を受けています。本助成金を利用できますか。

A 12 申請する対象経費が重複していなければ利用可能です。例えば他自治体にて洋式トイレの設置工事費の助成を受けつつ、当区にも同じ洋式トイレの設置工事費を申請することは二重助成となるため行えません。ただし、国、東京都等の側では同時利用について独自の制限を設けている可能性がございますので、当該助成金の事務局へお尋ねください。

Q13 区内に本店がありますが、設備等を導入したい事業所は区外です。
本助成金を利用できますか。

A13 本助成金の対象は区内の事業所について環境を向上する取組としております。区外の事業所に設備等を導入する場合、当該経費を本助成金の対象にはできません。

< その他 >

Q14 労働条件確認で改善が必要な事項があった場合、助成金は受けられますか。

A14 改善計画を立案し取り組んでください。実績報告時に取り組み状況を申告していただきますが、実績報告までに完了しない場合も継続して取り組み、概ね半年以内に改善をするよう取り組んでください。労働条件の改善の取り組みに専門家の支援が必要な場合は、江戸川区の専門家派遣もご活用ください。

中小企業相談室 電話 03-5662-0525

Q15 支払いが実績報告書の提出期限（3月13日）に間に合いません。支払予定経費も対象経費として計上できませんか。

A15 実績報告書の提出までに、領収書等の経費が領収されたことが分かる書類の提出がなければ対象経費として認められません。（依頼先の事情であっても同様です。）

Q16 クレジットカードで支払った場合の提出書類を教えてください。

A16 利用明細が分かる資料及び料金引き落とし通帳の写しの提出が必要となります。引き落としが実績報告時点で完了していない場合は対象経費としてみなせません。

なお、分割払いの場合は、上記助成対象期間内に全額支払われていることがわかる利用明細の提出が必要です。

Q17 手形や小切手での支払いは可能ですか。

A17 認められません。

(令和7年4月1日)